

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川場村は、地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

川場村長

公表日

令和7年7月3日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査
②事務の概要	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査②国民健康保険税の減免③個人住民税の障害者控除の適用④軽自動車税の障害者減免⑤個人住民税の減免⑥固定資産税の減免⑦軽自動車税の減免⑧個人住民税の課税(家屋敷課税を含む)⑨個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用⑩個人住民税の特別徴収通知(年金保険者)⑪国民健康保険税の賦課⑫国民健康保険税の特別徴収通知(年金保険者)⑬国民健康保険税の課税の特例
③システムの名称	住民税システム・eLTAXシステム・国民健康保険税システム・軽自動車税システム・固定資産税システム・収納管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー・法人村民税システム・滞納整理システム・口座管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の第27項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川場村役場 住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒378-0101 群馬県利根郡川場村谷地3200 TEL0278-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 〒378-0101 群馬県利根郡川場村谷地3200 TEL0278-25-5073
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている。

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	[] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
当該対策は十分か【再掲】	判断の根拠 システム利用者をID及びパスワードにより限定したうえで、特定個人情報ファイルの利用・出力情報の記録についてはログの管理を行っている。毎年度、職員の異動に伴い権限更新を行い、権限のない者によって使用されるリスクを未然に防いでいる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年12月8日	I. 固定資産 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)注金上の措置	番号法第19条第7号 別表第二の第27項	番号法第19条第8号 別表第二の第27項	事後	
令和4年4月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I. 固定資産 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 の各款	住民税システム・自動車税システム・固定資産税システム・軽自動車税システム・固定資産税システム・収納管理システム・団体内統合税率システム／中間仕上バ	住民税システム・軽自動車税システム・固定資産税システム・収納管理システム・団体内統合税率システム／中間仕上バ	事後	
令和5年4月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	請求先	総務課 378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2 駐0278-52-2111	総務課 378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地3200 駐0278-52-2111	事後	
令和6年4月1日	連絡先	総務課 378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地2390-2 駐0278-52-2111	住民課 378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地3200 駐0278-25-5073	事後	
令和6年4月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV. リスク対策「8. 人手を介在させる作業」	新規項目	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行際には4情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている。	事後	様式変更による
令和7年4月1日	IV. リスク対策「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」	新規項目	システム利用者をID及びパスワードにより限定したうえで、特定個人情報ファイルの利用・出力情報の記録についてはログの管理を行っている。毎年度、職員の異動に伴い権限更新を行い、権限のない者によって使用されるリスクを未然に防いでいる。	事後	様式変更による